平成 23 年 12 月 22 日

各　位

会 社 名　　アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　髙森　幸太郎
（コード番号：9318　東証第 2 部）
問合せ先　　経営企画部長　　上野　弘行
（TEL：03-5638-8562）

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者に対して、ストックオプションとして新株予約権（以下、「本ストックオプション」といいます。）を発行することの承認を求める議案を平成 24 年 2 月 17 日開催予定の臨時株主総会（以下、「本件株主総会」といいます。）に上程付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、具体的な発行内容、すなわち、割当日（割当を行うか否かを含む）、割当対象者、割当個数等の決定につきましては、後日開催（時期未定）の取締役会決議に委ねるものとなっております。

併せて、当社は、上記取締役会において、第三者割当による新株式および新株予約権を発行することの承認を求める議案を本件株主総会に上程付議することを決議しており、同日開示しております。

記

1.	特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由	当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的とし、ストックオプション制度を実施するため。
2.	本件新株予約権と引換えに金銭の払い込みをすることの要否	本件新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。
3.	本件新株予約権を割り当てる日	当社取締役会に委任するものとする。
4.	本件新株予約権の数	200,000個を上限とする。 なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式20,000,000株を上限とし、下記5(1)に定義する対象株式数が調整された場合は、当該新株予約権にかかる調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

5. 本件新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により対象

株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない対象株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 ＝ 調整前対象株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、あわせて、「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

ただし、これらの調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は15円とする。

なお、新株予約権の割当後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 ×1 ／分割（または併合）の比率

また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資および新株予約権の行使により新株を発行もしくは自己株式を交付する場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から3年間の範囲内で、当社取締役会の定める期間とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が認める事由のある場合は、この限りでない。

② 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヵ月以内（ただし、新株予約権の行使期間の末日までとする）に相続人の行使を認める。

③ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使する前に、上記(5)①に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別に定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② その他当社が新株予約権を取得する事由については当社取締役会において定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

（注）上記の内容については、平成 24 年 2 月 17 日開催予定の当社臨時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以　上